

平成 30 年第 7 回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	平成 30 年 8 月 31 日 滝上町役場委員会室					
開閉会の日時及び び宣告	開会 平成 30 年 8 月 31 日 午前 10 時 00 分 議長 舟根 功 閉会 平成 30 年 8 月 31 日 午前 11 時 10 分 議長 舟根 功					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	大坪 省三	出席	8	日野 茂	出席
	2	村田 牧子	出席	9	西田 征司	出席
	3	温水 吾郎	出席	10	林 花美	出席
	4	片岡 照光	出席	11	瀬川 博	出席
	5	池田 政隆	出席	12	千葉 弘輝	出席
	6	張間 真之	欠席	13	舟根 功	出席
	7	井上 秀幸	出席			
会議録署名委員	大坪 省三			村田 牧子		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	原 英伸	書記	高野 直之
議事日程	報告第 1 号 会長の動向について 報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について 報告第 3 号 農用地利用集積計画の変更報告について 議案第 1 号 あっせんの申し出について 議案第 2 号 現況証明願いについて					
会議の経過	別紙のとおり					

議 長 本日、張間委員から欠席の連絡が入っております。

在任委員 13 名、出席委員 12 名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第 7 回農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第 13 条の規定により 1 番大坪委員、2 番村田委員の両名を指名いたします。

日程第 2. 報告第 1 号. 会長の動向についてですが、9 月 7 日から 9 月 8 日まで、北見市で開催されるオホーツク農業委員会連合会役員会に係長と出席いたします。

日程第 3. 報告第 2 号. 農地法第 4 条の規定による許可について上程いたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局 長 本件は、7 月 24 日開催の第 6 回総会で審議いたしました農地法第 4 条の転用許可申請について、北海道農業会議に諮問した結果、8 月 22 日付で許可相当の答申がありました。これを受けて 8 月 27 日付で会長専決により許可しましたのでご報告いたします。関係書類は 2 ページ以降をご覧ください。以上です。

議 長 ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。

(なしの声)

無いようですので本報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本報告を了承することといたします。

日程第4. 報告第3号. 農用地利用集積計画の変更について上程いたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は、農用地利用集積計画の変更の報告であります。

現在、農地保有合理化事業により公社所有の農地を●●●●さんに貸しておりますが、今般、道路用地買収のため北海道に一部を売却しましたので、賃借面積と賃借料を変更いたしました。

売却した部分については14ページの図面に赤で表示しています。

次に変更の根拠としては13ページをご覧ください。集積計画様式2の共通事項の(8)に利用権に関する事項の禁止とありますが、後段で真にやむを得ない場合は例外的に認められるとあり、今回は、この部分を適用したものであります。

やむを得ない理由により集積計画を変更する事については、当事者及び町の協議を終え成立しており、改めて集積計画を組み直すことは不要でありますので報告いたします。

議長 ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。

(なしの声)

無いようですので本報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認め本報告を了承することといたします。

日程第5. 議案第1号. あっせんの申し出について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件はあっせんの申し出であります。8月1日付で●●●●、●●●●さんから農地を売りたい旨の申し出がありました。この農地は現在、賃貸借しておりますが、今年の12月31日で満期を迎えるものであります。それを機会に●●●●さんとしては売却したいという意向であります。場所については17ページをご覧ください。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。本件について、あっせんすることとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件はあっせんすることに決定しました。

あっせん委員については会長指名でよろしいですか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。決定に従い、あっせん委員の指名を行います。1番大坪委員、6番張間委員、7番井上委員を指名いたします。

日程第6. 議案第2号. 現況証明願いについて議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は、8月23日付けで●●●●さんから現況証明願いがありました。当該地については、今後追々、譲渡をしていく予定のことです。場所については20ページをご参照ください。(以下、説明資料に基づく説明)

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

日野委員 家庭菜園は小面積というのは、どういう感覚なのか。

局長 数字が全く示されていないです。2 畝、5 畝、6 畝くらいの面積ですから、小面積だと我々で判断したということです。滝上町の農地の規模としてみれば、間違いなく小面積に入る面積だな、という判断であると考えました。

日野委員 もう一点疑問なのは、高収益作物・ハウス栽培等、対価が生まれる可能性も無いわけではないのかなと。現状で言えば無いとは思いますが、将来的にそういう考えになる可能性としてはあり得るのかな、という懸念が。なにか基準があればお聞きしたいと思います。

局長 我々が見てきて、調べ始め、先ほど説明させていただいた判断になったのですが、ここの3筆が農地と判断すれば、今度は●●●●さんが所有して作っているということにはなくなってしまうのですよね。すなわち農地だとすれば、そこは●●●●さんが持っている状況ではなくて、●●●●さんは農家ではなく非農家ですから、売るなり貸すなりという方法で農業委員会として考えなければいけないというのが理屈的な話だと思うのです。

そこで、これから見に行ってもらう時には農地に該当するのか、という視点で見てもらっても、ちょっとこれはそうではないのではないかと事務局で判断したということです。農地ということで考えていくと、高収益作物を将来的にどうこうということになるのですが、農地として考えてはいけないのではないかな、実際利用状況も家庭菜園ということで、クリアできると思いましたが、このような整理をさせてもらったということでもあります。

議長 現地で確認しましょう。本件は、現地確認が必要ですので審議を保留いたします。それでは、現地確認のため休憩いたします。

(休憩)

議長 休憩を解きまして会議に戻します。
議案第2号現況証明願いについて審議します。
この件について意見を求めます。池田委員。

池田委員 ただいま全員で見てきましたけども、宅地エリアにある土地であるなどからして、申し出どおり証明してよろしいかと思えます。また内2筆については自家用野菜が植えられていたが、これらは家庭菜園と判断して問題ないと思えます。

議長 ただ今の意見は、証明書を発給してよろしいという意見ですが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本件は、願い出どおり証明書を発給することに決定いたしました。

以上で全議案が終了いたしました。これで第7回農業委員会総会を終了いたします。